

2026年度

学 生 便 覧

学校法人 順正学園

九州医療科学大学専門学校

学校法人 順正学園

建学の理念

学生一人ひとりのもつ能力を最大限に
引き出し引き伸ばし、社会に有為な
人材を養成する。

加野



Mission Statement

Our aim is to maximize students' individual potential and develop good citizens in both local and international communities.

入学を心からお祝い申し上げます。

教職員一同は、皆さん方一人ひとりの能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成するために教育に力を注いでいます。

まず、1年生では教養科目、基礎分野の科目、専門基礎・専門分野（看護の基礎的内容から）の科目を学びます。「英語」など高校までに習ったことのある科目もあれば、「形態機能学」「病態・疾病論」「基礎看護技術」など、内容が想像できない科目もあります。また、看護学校のカリキュラムは大きく3つの分野に分かれます。そして、基礎的なことから専門的なことまで少しずつステップアップしながら勉強できるようにになっています。

看護専門学校で学ぶ上で特徴的なことは、実習が多いということです。全体のカリキュラムの中でも3分の1は臨地実習が占めます。看護実習とは言うまでもなく実際の医療の現場で、患者さんの人生に触れ、真摯に生きるその人の姿から、生きること、病むこと、看護することについて、ひとりの人間と向き合う機会を得ます。つまりリアルな看護が体験できる看護実習が重要なのです。看護専門学校が他のどの養成課程よりも実力が身につく、即戦力として期待されているのはこのためです。実際の病院にいて、看護師としてどのように働くかを実践の場で体験する機会が多い看護専門学校は、看護師としてキャリアをスタートさせてからも大きなメリットとなるでしょう。これらの実践力を身につける訓練を日々積むことで、授業では学べないたくさんを経験できるようになることが看護専門学校のよさでもあります。

看護の仕事は、患者さんと看護師の人間関係で成り立っています。人とかかわる仕事の看護師にとって最も重要な技術が「コミュニケーション技術」です。多くの人がコミュニケーション技術とは会話を続ける技と思っていますが、そうではありません。相手と意思を疎通するとき最も必要なのは、相手の気持ちを感じ取ったりその場の雰囲気を感じたりする力です。ゆえに大切なのは「感じる技術（感じる力）」です。それはどうしたら高められるのでしょうか。まずは、クラスメイトになった仲間のことを知りたいという気持ちで相手に近づくことから始めましょう。感じる力を磨くのは体験の繰り返しを積むしかありません。臨地実習だけで学びきれものではなく、日常生活から意識して体験を積むことが大切です。家族や友達と接するときも、相手の話をしっかり聴こうという姿勢を持ち、相手の気持ちを察するように心がけるか否かで大きな差が出てきます。また忘れてはいけないのは自分が変わる（成長する）ことで、相手も変わっていくということです。

今日から晴れて看護学生です。目の前の問題から逃げずに、希望を持ちチャレンジし続けてください。そうすれば、きっと様々な問題が解決の方向に向かっていきます。一緒に乗り越えようと手を差し伸べてくれる仲間があなたの近くにいます。

本校は、現役入学の学生だけでなく社会人経験者もいます。勉強や実習以外でも多くの刺激を受け、学びの多い3年間となるでしょう。

目 次

概要

順正学園・九州医療科学大学専門学校沿革	1
組織	1

学校生活

年間行事予定表	3
看護学科カリキュラム	4
学生生活の手引き	7
学生としての心得／学生への連絡・伝達／学生番号	7
学生更衣室／窓口業務一覧	8
学生納付金の納入／休学・復学／退学・除籍／異動の届出／	9
忌引、出校停止等の届出	
証明書の発行	10
授業時間／休講／警報発令時の休講措置／事故発生時の対応／	11
公共交通機関等が不通になった場合の取り扱い	
追試験・再試験／卒業／図書室の利用／通学方法／	12
健康管理	
学生相談／進路・就職／遺失物・拾得物／課外活動／	13
日本看護学校協議会共済会総合補償制度「WILL」について	
奨学金・修学金制度	14
校内ネットワーク	15
校内ネットワーク／校内無線 LAN／禁止事項／視聴覚兼情報処理室	
国際交流	15

諸規程

九州医療科学大学専門学校学則	17
看護学科履修規程	24
履修細則	26
看護学科臨地実習科目に係る履修細則	28
納付金納入規程	30
図書室利用規則	34
健康管理規程	35

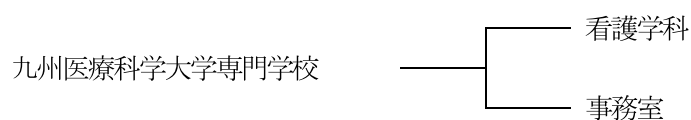
校舎案内図 / 校歌・学園歌

教室等配置図	37
九州医療科学大学専門学校 校歌	42
順正学園 学園歌	43
順正学園 逍遙歌	44

順正学園・九州医療科学大学専門学校 沿革

- 1967年 1月 学校法人高梁学園 設置認可
4月 順正短期大学を開設
9月 順正高等看護専門学院を開設
- 1976年 4月 順正高等看護専門学院を順正高等看護専門学校に変更
- 1990年 4月 吉備国際大学 開学
- 1999年 4月 九州保健福祉大学 開学
- 2004年 9月 宮崎県知事から九州保健福祉大学総合医療専門学校の設置を認可される。
設置者 学校法人高梁学園 理事長 加計 美也子
入学定員 看護学科 40名
第一鍼灸学科 30名
第二鍼灸学科 15名
- 2004年 12月 厚生労働省から看護師養成所として指定される。
- 2005年 1月 初代学校長に森 憲正 就任
- 2005年 2月 厚生労働省からはり師、きゆう師養成施設として認定される。
- 2005年 4月 九州保健福祉大学総合医療専門学校 開校
- 2010年 4月 法人名を学校法人高梁学園から学校法人順正学園に変更
- 2011年 4月 学校長に高崎 眞弓 就任
- 2012年 4月 順正高等看護専門学校を順正高等看護福祉専門学校に校名変更
- 2013年 4月 看護学科入学定員を40名から60名へ変更
第二鍼灸学科(夜間部)を鍼灸学科(夜間部)へ学科名称変更
第一鍼灸学科(昼間部)を九州保健福祉大学 社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 鍼灸健康
コースに統合
- 2018年 4月 学校長に後迫 和子 就任
- 2020年 3月 鍼灸学科(夜間部) 廃止
- 2020年 6月 理事長・総長に加計 勇樹 就任
- 2023年 4月 学校長に園田 徹 就任
- 2024年 4月 九州保健福祉大学総合医療専門学校を九州医療科学大学専門学校に校名変更
九州保健福祉大学を九州医療科学大学に名称変更
看護学科入学定員を60名から40名へ変更

組 織



学 生 生 活

年間行事予定表

前期

4月1日(水)	春期休業
4月7日(火)	入学宣誓式
4月8日(水)	新入生・在校生オリエンテーション 前期授業開始
4月9日(木)	健康診断
4月28日(火)	宣誓式(看護学科2年)
4月30日(木)	創立者の日
5月4日(月)	学園創立記念日
5月～11月	臨地実習(領域別実習(統合実習含む):看護学科3年)
7月	臨地実習(基礎看護学実習Ⅱ:看護学科2年)
8月	夏期休業
9月24日(木)～30日(水)	前期末定期試験

後期

10月1日(木)	後期授業開始
11月下旬～12月中旬	臨地実習(基礎看護学実習Ⅰ:看護学科1年)
12月25日(金)～1月4日(月)	冬期休業
1月～3月	臨地実習(領域別実習:看護学科2年)
2月	解剖見学(看護学科1年)
2月14日(日)	看護師国家試験(予定日)
2月22日(月)～2月27日(土)	後期末定期試験
3月15日(月)	卒業証書授与式
3月25日(木)～31日(水)	学年末休業

※本表は予定ですので、変更することがあります。
※校長が休業日を指定することがあります。
※国家試験の実施日は官報等で確認して下さい。

看護学科 カリキュラム

		単位数		開講年	時間数	備考	
		講義	実習				
基礎分野	科学的思考の基盤	物理学	1		1	15	
		情報科学Ⅰ	1		1	15	
		情報科学Ⅱ	1		1	30	
		哲学	1		1	30	
		文章表現法	1		1	30	
		英語Ⅰ	1		1	15	
		英語Ⅱ	2		1	30	
	人間と生活・社会の理解	社会学	1		1	30	
		教育学	1		1	30	
		心理学	1		1	30	
		人間関係論	1		1	30	
		芸術論	1		1	30	
		生涯スポーツ	1		1	30	
専門基礎分野	人体の構造と機能	形態機能学Ⅰ	1		1	15	
		形態機能学Ⅱ	1		1	30	
		形態機能学Ⅲ	1		1	30	
		形態機能学Ⅳ	1		1	30	
		形態機能学Ⅴ	1		1	15	
		生化学	1		1	30	
		栄養学	1		2	30	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病態・疾病論Ⅰ	1		1	30	
		病態・疾病論Ⅱ	1		1	30	
		病態・疾病論Ⅲ	1		1	30	
		病態・疾病論Ⅳ	1		2	30	
		病態・疾病論Ⅴ	1		2	30	
		病態・疾病論Ⅵ	1		2	30	
		薬理学Ⅰ	1		2	30	
		薬理学Ⅱ	1		2	15	
		微生物学	1		1	30	
	健康支援と社会保障制度	医療概論	1		1	30	
		医療倫理	1		2	15	
		社会福祉学	1		2	30	
		公衆衛生学	1		2	30	
		地域生活環境論	1		3	15	
		関係法規	1		2	15	

			単位数		開講年	時間数	備考
			講義	実習			
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1		1	30	
		基礎看護技術Ⅰ	1		1	15	
		基礎看護技術Ⅱ-1	1		1	30	
		基礎看護技術Ⅱ-2	1		1	15	
		基礎看護技術Ⅲ	1		1	30	
		基礎看護技術Ⅳ	1		2	30	
		基礎看護技術Ⅴ	1		1	30	
		基礎看護技術Ⅵ	1		1	30	
		基礎看護技術Ⅶ	1		1	30	
		臨床看護総論	1		1	30	
		看護研究	1		3	30	
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論Ⅰ	1		1	15	
		地域・在宅看護論Ⅱ	1		2	30	
		地域・在宅看護論Ⅲ	1		2	30	
		地域・在宅看護論Ⅳ	1		3	30	
		地域連携論Ⅰ	1		1	15	
		地域連携論Ⅱ	1		2	15	
		地域連携論Ⅲ	1		3	15	
	成人看護学	成人看護学Ⅰ	1		1	15	
		成人看護学Ⅱ	1		1	30	
		成人看護学Ⅲ	1		2	30	
		成人看護学Ⅳ	1		2	30	
		成人看護学Ⅴ	1		2	30	
		成人看護学Ⅵ	1		3	30	
	老年看護学	老年看護学Ⅰ	1		1	15	
		老年看護学Ⅱ	1		2	15	
		老年看護学Ⅲ	1		2	30	
		老年看護学Ⅳ	1		2	30	
	小児看護学	小児看護学Ⅰ	1		2	15	
		小児看護学Ⅱ-1	1		2	15	
		小児看護学Ⅱ-2	1		2	30	
		小児看護学Ⅲ	1		2	30	
	母性看護学	母性看護学Ⅰ	1		2	30	
		母性看護学Ⅱ-1	1		2	30	
		母性看護学Ⅱ-2	1		2	15	
		母性看護学Ⅲ	1		2	30	
	精神看護学	精神看護学Ⅰ	1		1	15	
		精神看護学Ⅱ-1	1		2	15	
		精神看護学Ⅱ-2	1		2	15	
		精神看護学Ⅲ	1		2	30	
	看護の統合と実践	看護統合実践Ⅰ	1		2	30	
看護統合実践Ⅱ-1		1		3	15		
看護統合実践Ⅱ-2		1		3	15		
看護統合実践Ⅲ		1		3	15		

			単位数		開講年	時間数	備考
			講義	実習			
専門分野	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ		2	1	90	
		基礎看護学実習Ⅱ		2	2	90	
		成人看護学実習A		2	3	90	
		成人看護学実習B		2	3	90	
		老年看護学実習A		2	2	90	
		老年看護学実習B		2	3	90	
		小児看護学実習		2	2	90	
		母性看護学実習		2	3	90	
		精神看護学実習		2	3	90	
		地域・在宅看護論実習		3	3	135	
		看護統合実習		2	3	90	
合 計			80	23		3,000	
			103				

※カリキュラムは原則的に入学年の学則で示したものが、卒業時まで適用されます。

学生生活の手引き

学生としての心得

九州医療科学大学専門学校は、医療従事者に求められる高度な専門知識および技術を修得するのはもちろん、豊かな教養を身に付け、人格の更なる向上を目指すための実践の場です。

目的意識をもって、積極的に学ぶ姿勢が重要です。

規律ある生活習慣を身につけ、良好な対人関係を維持し、健康で明るい学校生活を送るとともに、本校の学生にふさわしい良識ある行動をとることが期待されます。

学生への連絡・伝達

学生への連絡は、原則的に学内の掲示板で行います。

掲示した連絡事項については、学生は周知したものととして取り扱います。常に掲示板を見るようにして下さい。

事務室からの連絡(休講、試験等**教務関連**、奨学金等) → 1階保健室前、1階中階段南側
看護学科からの連絡 → 5階階段横

学生番号

学生番号は学生証に印字されている番号で、各種証明書発行、定期試験受験等ほぼ全ての手続に必要です。卒業後も証明書交付等の手続きに必要となります。

《例》	5	26	01	001	……………	52601001
	↓	↓	↓	↓		↓
	学校 番号	入学 年	学科	固有 番号		8桁

看護学科 52601001～

学生証は九州医療科学大学専門学校の学生であることを証明するもので、常時携帯して下さい。学生証を提示せずに学割その他の証明書を受け取ることはできません。また、定期試験の受験もできません。紛失しないように厳重に管理して下さい。

- (1) 学生証は他人に貸与、譲渡できません。
- (2) 学生証を紛失した場合は、直ちに事務室に届け出て下さい。
- (3) 学生証は教職員の要求があった時は、いつでもこれを呈示しなければなりません。
- (4) 学生証は卒業、退学または除籍の場合は、すみやかに返却して下さい。

学生更衣室

ロッカーを学生に貸し出します。ロッカーキーは各自責任をもって管理して下さい。
また、ロッカーや内部の鏡等を破損した場合、ロッカーキーを紛失した場合は実費負担していただきます。

卒業、退学、除籍等の身分異動があったときは、ロッカーキーを返却して下さい。

窓口業務一覧

区分	事 項	備 考
各種証明書	学生証 学校学生生徒旅客運賃割引証 通学証明書 在学証明書 成績証明書 卒業証明書 卒業見込証明書 健康診断証明書 推薦書 納付金額証明書 納付金納入済証明書 その他の証明書	入学時に発行 年間 10 枚まで 定期券を購入するには証明が必要
身上異動等	身上異動届 保証人変更届 休学届 退学届	戸籍・住民票記載事項証明書 保証人印 保証人印 保証人印
授業関係	追試験受験手続き 再試験受験手続き 再履修登録 追実習受験手続き 再実習受験手続き	
課外活動	団体の結成 掲示・印刷物配布 課外活動届・報告	関係教員承認印 関係教員承認印 関係教員承認印
学生生活	落とし物・拾得物 四輪自動車通学許可願 盗難 学生保険	* 四輪車での通学は原則禁止です。
奨学金	独立行政法人日本学生支援機構 宮崎県看護師等修学資金 宮崎県育英資金 その他の奨学金・修学資金	申込・問い合わせ等は各自

学生納付金の納入

学生納付金は納付金納入規程に基づき、納入して下さい。特別な事情により納付期限内に納入できない場合は、必ず会計課にご相談下さい。理由もなく無届で滞納し督促に応じない時は、学則第21条第4号により除籍することがありますので、遅滞なく納入して下さい。

- (1) 納付期限・・・前期：4月27日、後期：10月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）
- (2) 納入方法・・・納付月の第1週目に保護者あてに送付する「振込依頼書」を使用し、各金融機関窓口で振込をして下さい。金融機関の出納印をもって領収とみなし、領収書の再発行はできませんのでご了承下さい。
- (3) 納入金額・・・九州医療科学大学専門学校納付金納入規程(P.31)をご確認下さい。
※既納の納付金は、原則として返還しません。(学則参照)

休学・復学

引き続き3か月以上修学できない場合は、許可を受け、休学することができます。休学を希望するときは、担当教員等に相談した後「休学願」を事務室に提出して下さい。休学の事由が病気の場合は医師の診断書を添付して下さい。休学期間中に休学の事由が消滅し復学を希望するときは、「復学願」を事務室に提出して下さい。なお、提出された「休学願」に基づき許可された休学期間が終了した場合には、自動的に復学となります。

※新学期の休学を検討している場合は、各学期末(前期9月・後期3月)までに手続きをして下さい。

退学・除籍

退学を考えるようになったら、まず担当教員等に相談して悩みの解決に努め、安易に退学の道を選ぶことのないようにして下さい。退学に際しては、「退学願」を保証人連署の上、事務室まで提出して下さい。許可を受けた後、退学となります。在学期間の6年間に修業してもなお卒業が認められない者、あるいは再三の督促にもかかわらず納付金を納入しない者等は学則に従って除籍となります。

異動の届出

住所・保証人の変更、その他身上に関する異動が生じた場合は、速やかに事務室へ変更届（届出人の押印が必要）を提出して下さい。この手続きを怠ると学校からの連絡が伝わらないなど、不利益を被るおそれがあります。

- (1) 本人の住所変更・・・住所変更届と学生証
- (2) 本人の氏名変更・・・変更届と学生証及び住民票記載事項証明書（本籍の都道府県名の記載されているもの）または戸籍記載事項証明書
※証明書は旧姓の記載等、氏名変更が確認できるもの
- (3) 本人の本籍地変更・・・住民票記載事項証明書または戸籍記載事項証明書
- (4) 保証人の変更・・・保証人変更届
- (5) 保証人の住所変更・・・住所変更届

忌引、出校停止等の届出

忌引または学校伝染病等により出校停止となる場合（履修細則第4条）は、諸手続きをすることにより、出席記録上、欠席と記録しないことができます。また、上記事由による欠席により出席基準が満たされなくなった場合、補講等の救済手段が講じられることがあります。

忌引の場合は、事前に担当教員および事務室に連絡し、事後「遅刻・欠席届」（事務室に書式あり）に必要事項を記入し、確認をとることができる会葬礼状（コピー可）等を添付して届け出て下さい。

学校伝染病等で出校停止または欠席となる場合は、速やかに学校へ連絡して指示を受け、遅滞なく医師の診断書等（病名が分かるもの）を提出するなど所定の証明をして下さい。

証明書の発行

原則的に、証明書の発行は申し込み日の翌日 14:00 以降となります。事務室備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、証紙を貼って窓口申し込んで下さい。

なお、土、日、祝日は証明書発行に関する事務を実施しません。

(1) 電話での申し込みは受け付けません。

(2) 証明書は、事務室窓口本人が学生証を持参して受け取って下さい。

(証明書手数料一覧)

種 別	料 金	備 考
学生証	1,000 円	再発行時 (入学時は無料)
在学証明書	100 円	
成績証明書	100 円	
卒業証明書	100 円	
卒業見込証明書	100 円	
健康診断証明書	100 円	
推薦書	100 円	
学校学生生徒旅客運賃割引証	無料	1 人 1 回につき 4 枚以内年間 10 枚まで
通学証明書	無料	
納付金額証明書	100 円	
納付金納入済証明書	100 円	
その他の証明書	100 円	

【在学証明書】

在学証明書とは、本校に在学していることを証明するものです。

【学校学生生徒旅客運賃割引証】

学校学生生徒旅客運賃割引証 (以下学割証) 制度は、学生の勉学に資するため、学生が 101 km 以上乗車する場合、普通乗車券が 2 割引で購入できます。(JR のみ)

(1) 本人以外使用できません。

(2) 記載内容の改ざん、他人への貸借はできません。

(3) 不正使用した場合は学内処分に加え、一定期間割引証が発行されず、追徴金が課されることがあります。また学校全体に迷惑をかけることになります。

※学割証の有効期間は、発行日より 3 か月です。

【通学証明書】

通学証明者は、学生が通学のための定期券を購入する際に必要な証明書で、通学以外の目的には使用できません。

(1) 通学定期を不正利用した場合は学内処分に加え、一定期間発行を停止され、追徴金が課されることがあります。また学校全体に迷惑をかけることになります。

(2) JR、宮崎交通など指定の用紙に記入して下さい。

【実習用通学証明書】

実習用通学証明書は、学生が実習のために定期券を購入する際に必要になります。実習用通学証明書はその都度 JR に申請する必要があります。証明書発行を希望する学生は **2 か月前を目途** に事務室に申請書を提出して下さい。

※実習期間の長短によっては定期券の購入金額の方が高くなる場合があります。各自確認して下さい。

授業時間

講義及び演習科目は、原則として 90 分授業をおこないます。

【看護学科】

時 限	午 前			午 後	
	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
時 間	9:10～10:40	10:50～12:20	13:10～14:40	14:50～16:20	16:30～18:00

* 臨地実習は原則として 8:00～17:00 とし、週 30 時間以内とします。但し、実習施設の都合により開始・終了時間等が変更になる場合があります。

休 講

授業担当者がやむを得ない事情で授業を休講する場合は、事前に掲示等により伝達します。補講も同様とします。

警報発令時の休講措置

宮崎県南部に警報（暴風・大雨が二つ同時、又は大雪、暴風雪のいずれか一つ）・特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪のいずれか一つ）が発令された場合は、全ての授業（試験を含む）を休講にします。ただし、上記警報・特別警報の内いずれか一つでも解除された場合は、その解除時刻により下記の表に従って授業が実施されます。

なお、看護学科臨地実習については、下表で示す時刻より早めに、実施するか否かを決定することがあります。

警報解除時刻（宮崎県南部）	授業開始時刻
午前 7 時まで解除	平常どおり講義
午前 11 時まで解除	13 : 10 より講義開始
午前 11 時を過ぎて解除	全日休講

授業・試験中に警報や避難勧告などが発令され休講等が決定した場合は、教職員の指示に従って下さい。なお、休講となった授業は後日、補講をします。掲示に注意して下さい。

事故発生時の対応

交通事故等、不慮の事故の当事者になったときは、怪我人がいれば救護し、その後**速やかに警察等へ連絡**しなければなりません。また、遅滞なく学校へ報告して下さい。

公共交通機関等が不通になった場合の取り扱い

公共交通機関（鉄道・バス）を使用して通学している学生は、自然災害または事故等により通学区間が不通になった場合、運行再開を待って登校して下さい。その際に各会社が発行する**遅延証明書**を受け取るようにして下さい。遅滞なく学校へ連絡して下さい。

また、道路や橋などが通行不可能となり、他に通学の手段がなくなった場合も、復旧を待って登校して下さい。いずれの場合も速やかに学校へその旨を届け出て、指示を受けて下さい。

追試験・再試験

定期試験は原則的に学期末に実施します。最終講義後に実施する場合があります。
傷病や天災等やむを得ない事情があつて定期試験を受験できなかった場合、許可を受けて、「追試験」を受験できます。

定期試験で不合格になった場合、当該科目につき原則的に1回「再試験」を受験できます。

追試験、再試験を受験するには、1科目につき1,000円の受験料（証紙）を支払うとともに、所定の手続きを行って下さい。

卒業

卒業するためには、3年以上在学し、所定の単位数を修得する必要があります。

学 科	修得すべき単位数
看護学科	103 単位

図書室の利用

本校の図書室は、保健、医療、福祉、看護および一般教養の図書、雑誌を中心に所蔵しており、閲覧、貸出を行っております。

【利用時間】

正規の授業が行われる月曜日から金曜日までの **11:00 ~ 17:00**

* 図書室の閉室時間には、事務室で返却のみ受け付けることができます。

* 校長が必要と認めた場合、利用時間が変更になる場合があります。

【閉室日】

- (1) 土・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 学園創立記念日等学園行事による日
- (4) 春期・夏期・冬期休業期間中に定める日
- (5) その他、学校長が必要と認めた場合

(注) 例外的な開室閉室については掲示等でお知らせします。

【室外貸出冊数と期間】

学生 5冊まで2週間

(注) 「禁帯出」の図書は、室外に貸し出しはできません。また延滞者には延滞日数に応じて貸出停止とします。

通学方法

学生の通学については、公共交通機関、徒歩、自転車、オートバイとします。自転車、オートバイは校舎東側の駐輪場にとめて下さい。

自動車通学は**特別に許可された場合を除き原則的に禁止**です。また許可無く学校敷地内駐車場に駐車することはできません。

健康管理

学校保健衛生法に基づき、全学生を対象に毎年定期的に健康診断を行います。なお、やむを得ない事情により健康診断を受診することができなかった場合は、学校の指示に従い、後日受診して下さい。また職場で法定の定期健康診断を受けた場合、診断書を提出すれば受診したとみなすことができます。身体の不調やけがをした場合は、事務室に申し出て保健室にて応急処置を受けて下さい。

健康増進法によりキャンパス敷地内は全て禁煙です。これに違反した場合、懲戒の対象となります。

学生相談・カウンセリング

学生生活を過ごすにあたり、学習、友人、健康、一身上、経済的な悩みなどが生じた場合は、まず担当教員に相談して下さい。

また、カウンセラーによるカウンセリングを受けることができます。その際は事前予約（事務室）が必要です。プライバシーに十分に配慮します。

進路・就職

- (1) 卒業後の進路については、両親、担当教員、就職担当教職員とよく相談して下さい。進学・就職等進路に関する手続きは、チューター、就職担当教員および事務室と連携して進めて下さい。
- (2) 進学・就職手続きの進捗状況等は、担当教員、就職担当教員に報告して下さい。進路が決定しましたら、進路報告書等を提出して下さい。

遺失物・拾得物

校内において、学生が金品等を遺失または拾得した場合は、事務室に届け出て下さい。拾得物については、拾得日より半年間、事務室に保管しておきますので、心当たりのある学生は学生証を呈示のうえ事務室へ申し出て下さい。

課外活動

【団体の結成】

学生が、新たにクラブ等を結成しようとする場合は、まず事務室へ相談に来て下さい。その後「団体結成願」に必要な事項を記入後「部員名簿」を添付して事務室へ提出し、学校長の許可を得なければなりません。

役員、部員等に変更があるとき、または解散する場合も事務室へ「変更届」または「団体解散願」を提出し、学校長の承認を受けなければなりません。

【課外活動届】

学生が、合宿・遠征などに参加の場合は必ず1週間前までに「課外活動届」を事務室に提出するとともに、終了後は速やかに「結果報告書」を提出しなければなりません。

【掲示物・印刷物】

学生がポスターなどを校内に掲示および印刷物（ビラ・ポスター・パンフレット・新聞・雑誌等）を配布しようとする時は関係教員の許可を得た後、配布物・印刷物を添えて事務室で所定の手続きを行わなければなりません。

日本看護学校協議会共済会総合補償制度「WILL」について

「WILL」は医療・福祉系学生のための総合補償制度で、本校の学生は全員加入とします。

未加入の場合、実習科目を履修できないため、新年度開始後、速やかに加入手続きをして下さい。通学中の事故、学校管理下での事故、実習中の傷害・賠償・微生物への感染による事故への補償を目的とするもので、**WILL2（年間掛け金 4,500 円）**に加入して下さい。保険タイプによって補償内容や補償金額が異なります。詳しくはパンフレット等で確認して下さい。

保険への加入、事故報告、保険金の請求等の保険事務については、原則的に学校が窓口となりますので、事故が発生した場合は遅滞なく教職員に報告して下さい。事故報告が遅れると保険金が支払われない場合があります。

奨学金・修学金制度

優秀な資質を有し、かつ経済的理由によって修学が困難な学生は、事務室に願い出て奨学金等の申込手続きをすることができます。奨学金はそれぞれ人数枠があり、成績その他の基準があり、かつ選考があります。申請書等の配布期間、受付期間等の日程については、その都度掲示します。奨学金掲示（事務室横の掲示板）にご注意下さい。

貸与中、成績不良等により奨学金が停止・廃止されることがあります。

なお、詳細については、各奨学金・修学金制度のホームページ等で必ずご確認ください。

○日本学生支援機構

◆修学支援新制度

- ・授業料減免制度：入学金 16 万円、授業料 59 万円を上限として減免
- ・給付奨学金：給付月額 自宅通学生 38,300 円／自宅外通学生 75,800 円が上限（減免額や給付月額は、経済状況によって判定される支援区分によって異なります）

◆第一種奨学金（無利子貸与）

- ・自宅通学 20,000 円 / 30,000 円 / 40,000 円 / 53,000 円
- ・自宅外通学 20,000 円 / 30,000 円 / 40,000 円 / 50,000 円 / 60,000 円

◆第二種奨学金（有利子貸与）

- ・月額 20,000 円から 120,000 円まで 1 万円単位で選択可能

※これらの奨学金を併用して貸与や給付を受けることもできますが、条件や制限が付される場合もあります。詳細は日本学生支援機構のホームページで確認してください。

○宮崎県看護師等修学資金

- ・月額 36,000 円

※卒業後、特定施設等で保健師、助産師、看護師の業務に所定の年数以上従事する等の要件を満たすことで返還責務が免除

特定施設等

- ア 医療法に規定する病院であって、病床数が 200 床未満のもの（イ、ウ及びカに該当する病院を除く。）
- イ 10 分の 8 以上が精神病床の病院
- ウ 65 歳以上の患者の収容比率が 100 分の 60 以上の病院であって、規則で定めるもの
- エ 医療法に規定する診療所
- オ 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
- カ 児童福祉法より指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
- キ 母子保健法に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）
- ク 特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。現在宮崎県には該当町村なし。）
- ケ 介護保険法に規定する介護老人保健施設
- コ 介護保険法に規定する介護医療院
- サ 介護保険法に規定する訪問看護事業所
- シ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園が設置する施設（群馬県に所在）

○宮崎県育英資金

- ・自宅通学 26,000 円 / 39,000 円 / 52,000 円
- ・自宅外通学 30,000 円 / 45,000 円 / 59,000 円

○都道府県その他の育英会資金等

直接出身地の教育委員会等に照会してください。

校内ネットワーク

校内ネットワーク

九州医療科学大学専門学校の校内ネットワークでは、「個人認証」システムと「機器認証」システムが稼働しています。

視聴覚兼情報処理室のように、校内に設置してあるパソコン等で校内ネットワークへ接続してインターネットを使用するには、接続時に「個人認証」を行います。

外部から持ち込んだ機器（個人のノートパソコンやスマートフォン等）で、校内ネットワークを介してインターネットへ接続するには「個人認証」と「機器認証」が必要です。

事前に所定の様式にて「機器認証」の申請を行い、パソコンでそれに伴う設定を行う必要があります。その後、接続時に「個人認証」を行います。

個人認証用ID	入学時に発行。 再発行はしませんので、紛失に注意して下さい。 個人ごとに認証用ID等を発行するため、絶対に他人へ貸与しないで下さい。
機器認証	所定の様式にて申請が必要。 一度の申請で在学期間中は認証されます。ただし、機器ごとに認証するため、買い替え等を行い、機器が変わった場合には、改めて申請が必要です。

校内無線LAN

九州医療科学大学専門学校では、校内には無線アクセスポイント(kyusen-wl)を設けています。これによって、各階ごとのアクセスポイントに自分のパソコンやスマートフォンから、いつでもワイヤレスで学内ネットワークを介してWEBに接続することができます。

個人のパソコンなどで校内無線LANを使用するには、事前に「機器認証」の手続きが必要です。

禁止事項

校内ネットワークに接続するパソコンにWinny、Share、Cabosなどのファイル共有ソフトをインストールしている場合は、校内ネットワークへの接続を禁止します。

視聴覚兼情報処理室

パソコンとインターネットを情報メディアとして活用しています。講義のない時間には、全ての学生が使えるよう開放しています。自主学習、レポート作成、就職活動等に自由に使用できます。

設置してあるパソコンを使用し、インターネットに接続するためには「個人認証」が必要です。

国際交流

本学園は、29カ国（地域）95の教育機関ならびに2施設と教育交流協定を結び、積極的に交流を行っています。詳細につきましては、順正学園ホームページをご覧ください。

<https://junsei.ac.jp/edu/international/partner>

諸 規 程

九州医療科学大学専門学校学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の本旨にのっとり、高度の専門的知識と技能及び幅広い教養を兼備した優秀な看護師を養成し、地域の保健、医療の発展・向上に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本校は、九州医療科学大学専門学校と称し、宮崎県宮崎市瀬頭2-1-10に設置する。

(自己点検・自己評価、学校評価)

第3条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、5年に一度、外部の見識を有する者による評価を行う。

2 前項の点検及び評価の実施並びに公表に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程の組織及び修業年限、収容定員

(課程、学科、定員)

第4条 本校の課程の組織、修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
医療専門課程	看護学科	3年	40名	120名	1

2 医療専門課程看護学科は、保健師助産師看護師法第21条第3号に規定する3年課程とする。

3 削除

(在学期間)

第5条 在学期間は、病気その他の事由によりこれを延長することはできるが、修業年限の2倍をこえることはできない。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年の学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 創立者の日 4月30日

(4) 学園創立記念日 5月4日

(5) 春期休業 4月1日から4月7日まで

(6) 夏期休業 7月の最終週から4週間

(7) 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで

(8) 学年末休業 3月25日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学校長は、特に必要があると認める場合は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第 4 章 授業科目及び単位数及び単位の認定

(授業科目)

第8条 本校の授業科目及び単位数は別表Iのとおりとする。

(単位数及び単位の基準)

第9条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定める。但し、臨地実習については1単位の授業時間数は45時間とする。

(単位の認定、成績評価)

第10条 授業科目を履修した者は、定められた時数以上出席したうえ、試験又はその他の方法により総合的に成績評価され、合格判定をもって当該授業科目の配当単位が認定される。

2 授業科目の成績評価は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。これを公表する場合は、優・良・可・不可の評語を用い、不可を不合格とする。

3 合格点に達しない授業科目につき再試験を行うことができる。

4 科目試験に欠席した学生で、その理由が正当であると認められた者には追試験を行うことができる。

(大学等における学修)

第11条 本校は、教育上有益と認めるときは、学生が本校の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修したものとみなす単位数は、学校長が本校の修了に必要な総単位数の二分の一を超えない範囲で、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条 本校が教育上有益と認めるときは、学生が本校に入学する前に大学(放送大学を含む)若しくは高等専門学校若しくは法令で単位の認定が認められる資格に係る学校若しくは養成所において履修した授業科目の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと学校長が認める場合は、本校における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項の規定により履修したものとみなす単位数は、第11条第1項及び第2項により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて、本校の修了に必要な総単位数の二分の一を超えないものとする。但し、看護学科については、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者の既修得単位の認定は、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則の改正前(平成20年厚生労働省令第42号による改正)の基礎分野、改正後の「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合は、本校における基礎分野の授業科目の履修とみなすことができる。

第5章 入学

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本校に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む)

(7) 本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学の出願手続)

第15条 前条により入学を志望する者は、入学願書に必要事項を記載して、所定の入学検定料及び別に指定する必要書類を添えて願出しなければならない。

2 入学願書の必要事項は別に定める。

(入学試験)

第16条 前条の手続を完了した者に対して、学力及び人物について選考する。

なお、入学試験の実施に必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第17条 入学試験合格者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書、その他本校所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の諸納付金を納入し、かつ所定の宣誓をしなければならない。

2 入学試験合格者が、故なくして前項の手続を怠るときは、合格の許可を取り消すことがある。

3 前第1項の手続を完了した者に対して、学校長は入学許可を与える。

第6章 休学、転学及び退学、除籍

(休学・復学)

第18条 学生は、病気その他の事由により引き続き3ヶ月以上修学困難な場合は、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、保証人連署のうえ学校長に願出で、許可を受け休学することができる。

- 2 疾病その他の事由により修学することが適当でない認められる学生に対しては、学校長は期間を定めて休学を命ずることがある。
- 3 休学期間は通算して2年をこえることはできない。
- 4 休学期間は在学期間に算入しない。
- 5 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学願いを提出して学校長の許可を受けて復学することができる。

(転学・転入学)

第19条 学生が他の学校へ転学又は入学を志願するときは、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 本校へ転入学を希望する者については、欠員のある場合に限り、かつ前の学校の教育進捗状況が同程度またはそれ以上である場合に限り、学校長は選考の上これを許可することができる。

(退学)

第20条 学生が病気その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保証人連署をもって学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条 学生が次の各号の一に該当するときは、学校長はこれを除籍することができる。

- (1) 休学者以外で正当な事由なく、必要な履修手続を行わない者
- (2) 死亡並びに3ヶ月以上無断欠席が続き、その所在が不明な者
- (3) 第5条の在学期間在籍し、なお卒業が認められない者
- (4) 正当な事由なく、授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者

第7章 進級・卒業

(進級)

第22条 削除

(卒業)

第23条 本校に3年以上在学し、第8条に定める授業科目の単位数を修得した者について、学校長は卒業を認め卒業証書を授与する。

- 2 前項により専門課程を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

第8章 表彰、懲戒

(表彰)

第24条 学生が他の模範となる行為をしたときは、学校長はこれを表彰することができる。

(懲戒)

第25条 学生が本校の諸規則に違反し、学校内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学校長はこれを懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は次のとおりとする。
 - (1) 訓告
 - (2) 停学
 - (3) 退学
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由なくして出席が常でなく、成業の見込みのない者
 - (3) 学校内の秩序を乱し、著しく学生の本分に反した者
- 4 停学が引き続き3ヶ月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。

第9章 教職員

第26条 本校の教職員は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 学校長 | 1名 |
| (2) 副校長 | 必要に応じて若干名 |
| (3) 学科長 | 各1名 |
| (4) 専任教員 | |
| 看護学科 | 8名以上（教務主任1名、実習調整者1名、学生指導主任1名を含める） |
| (5) 講師 | 若干名 |
| (6) 事務職員 | 3名以上 |
| (7) 学校医 | 1名 |
| (8) カウンセラー | 1名 |
| (9) その他必要な職員 | |

- 2 学校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 職員の職務については別に定める。

第 10 章 会議

第27条 学校長は、必要に応じて会議を招集することができる。

2 本校に重要な事項を審議するため、学校長、副校長、専任教員、事務職員をもって構成する教職員会議を置く。

3 教育の内容に関する事項を審議するため、学校長、副校長、専任教員をもって構成する教務に関する会議を置く。

第 11 章 納付金

(入学金、授業料、その他)

第28条 本校の納付金は別表Ⅱのとおりとする。なお、納付金については定められたもの以外は徴収しない。

2 前項の納付金は別に定める規定により納付しなければならない。

第29条 休学中の者は前条第2項の規定にかかわらず納入を要しない。

第30条 転学、退学及び停学者は、その期の納付金は納入しなければならない。

第31条 既納の納付金は原則として返還しない。

2 入学辞退に伴う納付金の返還は、別に定める規定による。

第 12 章 健康診断

第32条 教職員及び学生の健康管理のため健康診断を行う。

附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は第8条、第28条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は第28条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は第4条、第8条、第11条、第12条及び第28条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は第4条、第8条、第11条、第12条及び第28条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

なお、第4条の規定に関わらず、平成30年度から平成31年度までの総定員は次のとおりとする。

学科名	総定員	
	平成30年度	平成31年度
鍼灸学科(夜間部)	30名	15名

また第26条(4)の規定に関わらず、平成30年度以降の専任教員の人数は次のとおりとする。

学科名	専任教員の人数	
	平成30年度	平成31年度
鍼灸学科(夜間部)	4名以上	3名以上

附 則 この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は第8条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は第28条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この改正学則は、令和8年4月1日より施行する。

なお、第4条の規定に関わらず、令和8年度から令和9年度までの総定員は次のとおりとする。

令和8年度 看護学科総定員160名

令和9年度 看護学科総定員140名

また、第26条第1項第4号の規定に関わらず令和8年度の専任教員数は次のとおりとする。

令和8年度 看護学科9名以上

別表 I
看護学科

			単位数		開講年	時間数	備考
			講義	実習			
基礎分野	科学的思考の基盤	物理学	1		1	15	
		情報科学 I	1		1	15	
		情報科学 II	1		1	30	
		哲学	1		1	30	
		文章表現法	1		1	30	
		英語 I	1		1	15	
		英語 II	2		1	30	
	人間と生活・社会の理解	社会学	1		1	30	
		教育学	1		1	30	
		心理学	1		1	30	
		人間関係論	1		1	30	
芸術論		1		1	30		
生涯スポーツ		1		1	30		
専門基礎分野	人体の構造と機能	形態機能学 I	1		1	15	
		形態機能学 II	1		1	30	
		形態機能学 III	1		1	30	
		形態機能学 IV	1		1	30	
		形態機能学 V	1		1	15	
		生化学	1		1	30	
		栄養学	1		2	30	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病態・疾病論 I	1		1	30	
		病態・疾病論 II	1		1	30	
		病態・疾病論 III	1		1	30	
		病態・疾病論 IV	1		2	30	
		病態・疾病論 V	1		2	30	
		病態・疾病論 VI	1		2	30	
		薬理学 I	1		2	30	
		薬理学 II	1		2	15	
	健康支援と社会保障制度	微生物学	1		1	30	
		医療概論	1		1	30	
		医療倫理	1		2	15	
		社会福祉学	1		2	30	
		公衆衛生学	1		2	30	
		地域生活環境論	1		3	15	
関係法規	1		2	15			

			単位数		開講年	時間数	備考
			講義	実習			
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1		1	30	
		基礎看護技術Ⅰ	1		1	15	
		基礎看護技術Ⅱ-1	1		1	30	
		基礎看護技術Ⅱ-2	1		1	15	
		基礎看護技術Ⅲ	1		1	30	
		基礎看護技術Ⅳ	1		2	30	
		基礎看護技術Ⅴ	1		1	30	
		基礎看護技術Ⅵ	1		1	30	
		基礎看護技術Ⅶ	1		1	30	
		臨床看護総論	1		1	30	
		看護研究	1		3	30	
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論Ⅰ	1		1	15	
		地域・在宅看護論Ⅱ	1		2	30	
		地域・在宅看護論Ⅲ	1		2	30	
		地域・在宅看護論Ⅳ	1		3	30	
		地域連携論Ⅰ	1		1	15	
		地域連携論Ⅱ	1		2	15	
		地域連携論Ⅲ	1		3	15	
	成人看護学	成人看護学Ⅰ	1		1	15	
		成人看護学Ⅱ	1		1	30	
		成人看護学Ⅲ	1		2	30	
		成人看護学Ⅳ	1		2	30	
		成人看護学Ⅴ	1		2	30	
		成人看護学Ⅵ	1		3	30	
	老年看護学	老年看護学Ⅰ	1		1	15	
		老年看護学Ⅱ	1		2	15	
		老年看護学Ⅲ	1		2	30	
		老年看護学Ⅳ	1		2	30	
	小児看護学	小児看護学Ⅰ	1		2	15	
		小児看護学Ⅱ-1	1		2	15	
		小児看護学Ⅱ-2	1		2	30	
		小児看護学Ⅲ	1		2	30	
	母性看護学	母性看護学Ⅰ	1		2	30	
		母性看護学Ⅱ-1	1		2	30	
		母性看護学Ⅱ-2	1		2	15	
		母性看護学Ⅲ	1		2	30	
	精神看護学	精神看護学Ⅰ	1		1	15	
		精神看護学Ⅱ-1	1		2	15	
		精神看護学Ⅱ-2	1		2	15	
		精神看護学Ⅲ	1		2	30	
	看護の統合と実践	看護統合実践Ⅰ	1		2	30	
看護統合実践Ⅱ-1		1		3	15		
看護統合実践Ⅱ-2		1		3	15		
看護統合実践Ⅲ		1		3	15		

			単位数		開講年	時間数	備考
			講義	実習			
専門分野	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ		2	1	90	
		基礎看護学実習Ⅱ		2	2	90	
		成人看護学実習A		2	3	90	
		成人看護学実習B		2	3	90	
		老年看護学実習A		2	2	90	
		老年看護学実習B		2	3	90	
		小児看護学実習		2	2	90	
		母性看護学実習		2	3	90	
		精神看護学実習		2	3	90	
		地域・在宅看護論実習		3	3	135	
		看護統合実習		2	3	90	
合 計			80	23		3,000	
			103				

別表 Ⅱ
医療専門課程

学 科 名	入 学 金	授 業 料	実験実習費	施設設備費
看護学科	200,000円	700,000円	150,000円	200,000円

入学検定料は20,000円とする。

また、実験実習費は3年間の総額であり、2年次及び3年次に分けて徴収する。

九州医療科学大学専門学校看護学科履修規程

(目的)

第1条 この規程は、単位認定および履修方法等教育課程における必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 本校における授業科目の範囲は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱおよび統合分野とする。

(授業時間)

第3条 本校における授業時間は、講義及び演習科目は2期（前期及び後期）を通じて、原則として90分単位授業をおこなう。

但し、教育上必要な場合は、時間外に行うこともある。

時 限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
時 間	9:10～10:40	10:50～12:20	13:10～14:40	14:50～16:20	16:30～18:00

2 臨地実習時間は、1週間あたりの実習時間数を30時間程度とする。

(単位計算方法)

第4条 単位の計算方法については、学則第9条に準ずる。

(単位の認定)

第5条 授業科目の履修および単位の認定は、学則第10条により出席状況、授業態度、試験、論文、報告書、平常成績、その他を総合して行う。

2 各授業科目につき欠席時間数が学則第8条の別表に定める授業時間数の3分の1を超えるものについては、単位および履修の認定を認めないことを標準とする。

ただし、臨地実習については5分の1とする。

3 試験は、定期試験、再試験および追試験とする。

4 平常成績は、随時行う小試験および学習状況等で勘案する。

5 各学年で履修すべき授業科目および単位について、修得できなかった者は、不認定科目を再履修しなければならない。

(受験資格)

第6条 定期試験、追試験、再試験等を受験できないものは次の各号の一に該当するものとする。

(1) 前条第2項に該当する者

(2) 学納金未納者

(定期試験)

第7条 定期試験は、原則として学期末に実施する。

(追試験)

第8条 追試験は、前条の定期試験を受験できなかった者について、1科目につき年1回限り行うことができる。

2 追試験を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者で、所定の手続きを行い学校長が認めた者とする。

(1) 病気及び負傷等により受験できなかった者

(2) 火災天災または交通事故等により登校不能のやむを得ない事由が生じた者

(3) その他やむを得ない事由により受験できなかった者

3 追試験の評価は、80点を最高点とする。

(再試験)

第9条 再試験は、当期受験の当該科目に不合格となった者について行うことができる。なお、再試験は1回を原則とする。

2 再試験を受験する者は、所定の手続きにより願い出なければならない。

3 再試験の評価は、60点を最高点とする。

(小試験)

第 10 条 小試験は、各授業科目で必要に応じて随時行うものとする。

(成績の評価)

第 11 条 成績の評価は、学則第 10 条により、次表のとおりとする。

評 価	評 点	判 定	単位の認定
優	100 点～80 点	合 格	認 定
良	79 点～70 点		
可	69 点～60 点		
不可	59 点～ 0 点	不 合 格	不 認 定
放棄	E		

(不正行為)

第 12 条 受験中に不正行為のあった者、または不正行為があったと認められる者については、当期の全授業科目の成績を判定しないものとする。

2 試験を実施しない授業科目における不正行為についても、前項の取り扱いに同様とする。

(卒業)

第 13 条 学則第 23 条に定める卒業について、卒業判定会議を行う。

2 前項により卒業の判定がでない者は、卒業を認めない。

3 不認定科目をもってなお卒業が認められると判断された者で、学校長が特に必要と認める場合は、適切な補習・試験を実施して、卒業を認めることができる。

4 卒業を認められない者は、不認定科目を当該学年において再履修しなければならない。

なお、この場合、既に修得している授業科目について聴講することができる。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、特に履修に関する必要事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

九州医療科学大学専門学校履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、本校における履修に関して、各学科履修規程（以下、「規程」という。）に定めるもののほか、特に必要な事項を定める。

(単位認定)

第2条 履修科目の単位認定は各学年末に行う。

2 規程第5条第2項に定める欠席時間数について、学則第8条の別表に定める時間数を超えて授業を行った当該科目については、実際に行った授業時間数をもって算定する。

(忌引)

第3条 忌引として認める日数は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 0親等（配偶者）、一親等（父母、子）の場合 | 7日間 |
| (2) 二親等（兄弟姉妹、祖父母、孫）の場合 | 3日間 |
| (3) 三親等（甥姪、曾祖父母、伯叔父母、曾孫）の場合 | 1日間 |

2 忌引を願い出る者は、あらかじめ事務室まで連絡し、後日所定の手続きを行い、学校長の了承を得なければならない。

(忌引および出校停止等の取り扱い)

第4条 授業時間数の算定における忌引および出校停止等の取り扱いは次のとおりとする。なお、学校保健に関する法令で定める感染症または学校長が特に認める感染症等の疾患に罹患した場合、学校長が出校停止を指示する。

- (1) 忌引および出校停止は出席記録(出席簿)では欠席扱いとしない。なお各科目の単位認定については履修規程等で定める単位認定の基準(授業時間数に関する出席基準)を適用する。ただし当該事由により出席基準を下回った場合、科目担当教員の許可を得て補講等の措置を講ずることがある。
- (2) 事前に申し出があり当該学科の審議を経て学校長が承認した欠席は、前項と同様の取り扱いとすることができる。

(成績評価の方法)

第5条 成績の評価は、定期試験、レポート、その他提出物、または実技試験等の方法により行う。

第6条 試験の実施および成績評価は、当該科目を担当する教員（以下、「担当教員」という。）が行う。

(試験の実施)

第7条 筆記試験を実施する場合の試験場での取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 試験の監督は原則として担当教員が行う。なお、担当教員に支障がある時は学校長が随時、監督者を選任するものとする。
- (2) 試験開始後20分までの遅刻は認めることができる。なお、試験時間の延長は原則認められない。
- (3) 試験開始後30分を経過すれば、答案の提出を認めることができる。

2 筆記試験によらない試験においては、担当教員が必要事項を定めるものとする。なお、レポート、その他の提出物による場合は、担当教員が提出期限を定め、これを厳守させるものとする。

(受験資格の詳細)

第8条 規程第6条の受験資格を決定するにあたっては、規程第12条に規定する不正行為の有無の状況および平常成績等を考慮するとともに、学科会議の意見を尊重するものとする。

(試験計画)

第9条 定期試験、追試験および再試験の実施にあたっては、予め試験実施計画を作成し、学生に周知させるものとする。

2 追試験および再試験の受験料は1科目につき1,000円とする。

(追試験の実施)

第10条 規程8条第2項の追試験の受験資格を決定するにあたっては、該当者の実情を充分調査するとともに、学科会議の意見を尊重するものとする。

- 附 則 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

九州医療科学大学専門学校看護学科臨地実習科目に係る履修細則

(主旨)

第1条 この細則は九州医療科学大学専門学校看護学科履修規程（以下、履修規程）第14条に基づき、臨地実習科目の履修に関して必要事項を定めるものである。

(「基礎看護学実習Ⅰ」の履修要件)

第2条 基礎看護学実習Ⅰを履修するには、1年次前期開講科目について授業時間数の3分の2以上出席していることを原則とする。

2 学習到達度、健康状態等を総合的に判断し、当該科目を履修するに足る状況にあること。

(「基礎看護学実習Ⅱ」の履修要件)

第3条 基礎看護学実習Ⅱを履修するには、基礎看護実習Ⅰを含む1年次開講科目について単位修得していることを原則とする。

2 学習到達度、健康状態等を総合的に判断し、当該科目を履修するに足る状況にあること。

(その他の臨地実習科目の参加要件)

第4条 2年次に開講する基礎看護実習Ⅱ以外の臨地実習を履修するには、当該実習開始までに開講した科目について3分の2以上出席し（実習科目は5分の4以上の出席が必要）2年次開講科目について単位修得していることを原則とする。

2 3年次に開講する臨地実習を履修するには、2年次開講科目について単位修得していることを原則とする。

3 学習到達度、健康状態等を総合的に判断し、当該科目を履修するに足る状況にあること。

(追実習)

第5条 追実習とは、やむを得ない事由により臨地実習を欠席した者が、単位修得に必要な内容を学習するとともに、単位修得に必要な不足時間を補うことを目的とする。

2 次の各号の一に該当し、所定の手続きによって申し出て認められた者は、追実習に係る出席基準が適用される。

なお追実習に係る出席基準では履修規程第5条第2項に定められた出席に関する基準（5分の4以上の出席が必要）ではなく、法定の基準（3分の2以上の出席が必要）が適用される。

(1) 病気及び怪我等により実習に参加できなかった者（医師の診断書を添える）

(2) 火災、天災または交通事故等により、実習不能のやむを得ない事由が生じた者（当該事由を証する書類を添える）

(3) 忌引その他やむを得ない事由により実習に参加できなかった者（当該事由を証する書類等を添える）

3 追実習は、定められた納付金を支払うとともに所定の手続きによって申し出る。追実習に係る手続きについては別に定める。

4 追実習は原則的に臨地において、同一科目について1回限りとする。

5 追実習の可否の決定等の校内手続きについては別に定める。

6 追実習の評価は80点を最高点とする。

(再実習)

第6条 再実習とは、正規の臨地実習において履修規程第5条第2項に定められた出席に関する基準（5分の4以上の出席が必要）を満たさなかった者、または出席に関する基準を満たしたにも関わらず評価の得点が合格点に満たない者に対して行う実習をいう。

2 再実習は、定められた納付金を支払うとともに所定の手続きによって申し出る。再実習の可否の決定等の手続きについては別に定める。

3 再実習は原則的に校内で実施する。ただし臨地実習でなければ法定の出席基準を満たさない場合、または学習上の目標が達成できない場合は臨地実習とする。

4 再実習は、同一科目について1回限りとする。

5 再実習による得点が60点を越えた場合においても評価点は60点を最高とする。

(追実習・再実習期間)

第7条 追実習・再実習の実施期間は、看護学科が実習施設等と協議し計画的に実施する。

(諸費用)

第8条 実習に際し交通費、食費、宿泊費等の費用が発生する場合は実習生の自己負担とする。

(雑則)

第9条 臨地実習科目の履修に係る規程はこの細則に定めるほか、履修規程、九州医療科学大学専門学校履修細則、九州医療科学大学専門学校納付金納入規程等の規程による。

附 則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

九州医療科学大学専門学校納付金納入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州医療科学大学専門学校学則第28条に基づき入学検定料のほか、学生より徴収する授業料及びその他の納付金を定めるものとする。

(入学検定料)

第2条 入学検定料は20,000円とする。

(諸納付金)

第3条 入学金、授業料及びその他納付金（以下「納付金」という。）の種別、金額は別表1のとおりとする。

2 納付期限は別表2のとおりとする。ただし、納付期限が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日を納付期限とする。

3 納付金の減免については、別に定める。

(納入方法)

第4条 入学年次の後期分以降の納付金の納入は、原則として本学所定の用紙による口座振込により納入する。

(分納・延納)

第5条 学生又は保護者が、次の各号の一に該当する事由により、第3条2項に定める納付期限までに一括で納入することが困難であると認められ、納付金の分納又は延納を希望する場合、納付期限の1週間前までに所定の様式により校長に願い出て、許可を得なければならない。

① 学生又は保護者が、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかり著しく資力を喪失したとき。

② 学生若しくは保護者、又はこれらの者と生計を一にする親族が、病気、又は負傷等により高額な医療費を要し、一時に納付することが困難なとき。

③ 保護者が事業を廃止し、若しくは休業し、又は著しい損失を受け、一時に納付することが困難なとき。

④ 前各号の一に該当する事実と類する事由で、校長がやむを得ないと認めたとき。

2 分納及び延納の期日は、別表3のとおりとする。

ただし、別表3の期日に依り難い場合、その事由を添えて校長に願い出ること、期日の変更を認められることがある。

3 分納及び延納の許可は届け出た金額を確実に納付できると判断できるものに限る。万一、許可した期限を遅延したときは、以後の分納及び延納は認めないものとする。

(滞納処分)

第6条 所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は、学則により処分を受けることがある。

(除籍処分)

第7条 納付金を正当な理由なく滞納し、再三の督促に応じないときは、学則により処分を受ける。

(納付金の返還)

第8条 既納の納付金は、原則として返還しない。

2 入学辞退に伴う納付金の返還については、指定の日時までに所定の申請書により願い出た場合は、入学金以外の前期納付金を返還する。ただし、専願入試について適用しない。

(納付金の改定)

第9条 納付金は、経済情勢、その他の事情により、在学中であってもその額を改めることがある。ただし、別表1については、入学年度の納付額を適用するものとする。

(追試験、再試験)

第10条 追試験を受けるものは1科目1回につき1,000円、また再試験を受けるものは1科目1回につき1,000円をその都度納入するものとする。

(追実習、再実習)

第11条 追実習、再実習を受けるものは、臨地で行う場合は1日につき2,000円、校内で行う場合は1日につき1,000円をその都度納入するものとする。

(証明書等)

第12条 証明書の交付を受けるものは、別表4に掲げる料金表に従い証紙を購入の上、所定の交付願に添付し事務室で交付を受ける。

(その他)

第13条 この規程に定める学生納付金以外は、教材費及び教具等の実費を除き徴収しない。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条第1項については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第4条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

入学金 200,000円

<看護学科>

1年次

単位：円

費 目	一 般		
	前期納付金	後期納付金	合 計
授業料	350,000	350,000	700,000
施設設備費	100,000	100,000	200,000
合 計	450,000	450,000	900,000

2・3年次

単位：円

費 目	一 般		
	前期納付金	後期納付金	合 計
授業料	350,000	350,000	700,000
実験実習費	37,500	37,500	75,000
施設設備費	100,000	100,000	200,000
合 計	487,500	487,500	975,000

別表 2

入学区分	納付費目	納付期限
1年次	入学手続金（入学金、前期納付金）	募集要項に指定する日
	後期納付金	10月27日
2年次以降	前期納付金	4月27日
	後期納付金	10月27日

別表 3

納付区分	納付費目	納付期限
分納（入学手続金）	入学金	募集要項に指定する日
	前期納付金	4月27日
分納※	前期納付金1回目	5月27日
	前期納付金2回目	7月27日
	後期納付金1回目	11月27日
	後期納付金2回目	1月27日
延納※	前期納付金	7月27日
	後期納付金	1月27日

※分納の納付金額は、前期・後期ともに原則等分とする。

また、分納・延納の納付方法は、原則送付する振込用紙による振込のみとする。

別表 4

種 別	金 額	備 考
学生証	1,000円	再発行のみ
在学証明書	100円	
成績証明書	100円	
単位修得証明書	100円	
卒業見込証明書	100円	
卒業証明書	100円	
健康診断証明書	100円	
人物考査書	100円	
推薦書	100円	
通学証明書	無 料	
学校学生生徒旅客運賃割引証	無 料	
納付金額証明書	100円	
納付金納入済証明書	100円	
その他の証明書	100円	

九州医療科学大学専門学校図書室利用規則

(目的)

第1条 この規則は、九州医療科学大学専門学校図書室規程に基づき、九州医療科学大学専門学校図書室（以下「図書室」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間等)

第2条 利用時間は次のとおりとする。ただし、学校長が必要と認めた場合はこの限りではない。
月曜日から金曜日まで・・・ 11:00～17:00

2 閉室日は次のとおりとする。

- (1) 土・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 学園創立記念日 5月4日
- (4) 夏期、冬期、春期休業期間中
- (5) 学校長が必要と認めた場合

(利用者)

第3条 図書室を利用できる者は次のとおりとする。

- (1) 本校教職員
- (2) 本校学生
- (3) その他学校長が適当と認めた者

(証明)

第4条 図書室を利用する際には、前条のものであることを証明するものを携帯し、職員の要求のある場合は提示しなければならない。

(遵守事項)

第5条 図書室利用者は、次のことを守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、音読、雑談、娯楽的行為等をしないこと。
- (2) 図書、器具、その他の施設、設備を汚損しないこと。
- (3) 飲食しないこと。
- (4) 印刷物、その他物品を販売又は配布しないこと。
- (5) 許可なく掲示しないこと。
- (6) 他の利用者に迷惑な行為をしないこと。
- (7) その他職員の指示に従うこと。

(弁償)

第6条 図書を汚損、紛失、その他損害を与えたものは弁償の責を負わなければならない。

(室外貸出し)

第7条 室外貸出しを希望する者は、次のことを守らなければならない。

- (1) 貸し出しに際しては、所定の手続をすること。
- (2) 貸し出し冊数は原則として、学生の場合1人5冊まで、教職員は20冊までとする。
- (3) 貸し出し期限は原則として、学生2週間、教職員3ヶ月間とする。
- (4) 貸し出しをした図書を他に転貸しないこと。
- (5) 借用期間中でも学校長の要求があった場合は直ちに返納すること。
- (6) 学生が休学、停学、退学、転学の場合及び卒業する場合は直ちに借用中の図書を返納すること。
- (7) その他学校長が適当と認めた者の貸出については学生に準ずる。

2 「禁帯出」の図書は、室外貸し出しはできない。

(利用の禁止)

第8条 学校長は、本規則に従わない者に対して、図書室の利用を禁止することがある。

- 附 則 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正規則は、平成18年3月1日から施行する。
- 附 則 この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正規則は、令和6年4月1日から施行する。

九州医療科学大学専門学校健康管理規程

(目的)

第1条 この規程は、健康管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(健康管理医)

第2条 健康管理のために健康管理医をおく。健康管理医は学校医をもってあて、理事長が任命する。

(健康管理者)

第3条 学生の健康管理者は学校長とする。

(定期健康診断)

第4条 学則第32条に定める健康診断の実施は、次のとおりとする。

(1) 春季 4月～5月の間

2 前項の健康診断の実施項目は、原則として次の各号に掲げるものとする。

(1) 身長、体重、視力、血圧

(2) 胸部エックス線

(3) 検尿

(4) 血液検査、HB抗原・抗体

(5) 心電図

(6) 内科検診

(7) その他学校長が必要と認めるもの

(臨時健康診断)

第5条 臨時の健康診断は、伝染病予防その他学校長が認めるとき実施するものとする。

2 臨時健康診断の費用は、原則として各個人の負担とする。

(指導区分及び事後処理)

第6条 健康管理医は健康診断の結果、健康に異常または異常を生ずる恐れがあると認めたときは、次の指導区分に応じて区分し、報告するものとする。

(1) 要療養及び要休養

(2) 要軽業

(3) 要注意 (健康管理に特に注意する。)

2 健康管理医の指導報告により、事後措置を必要とする場合は、学校長の指示のもと速やかな対応を検討し、処理を行うものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、健康管理について必要な事項については、学校長、健康管理医、その他学校長が必要と認める者が協議し、対応するものとする。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

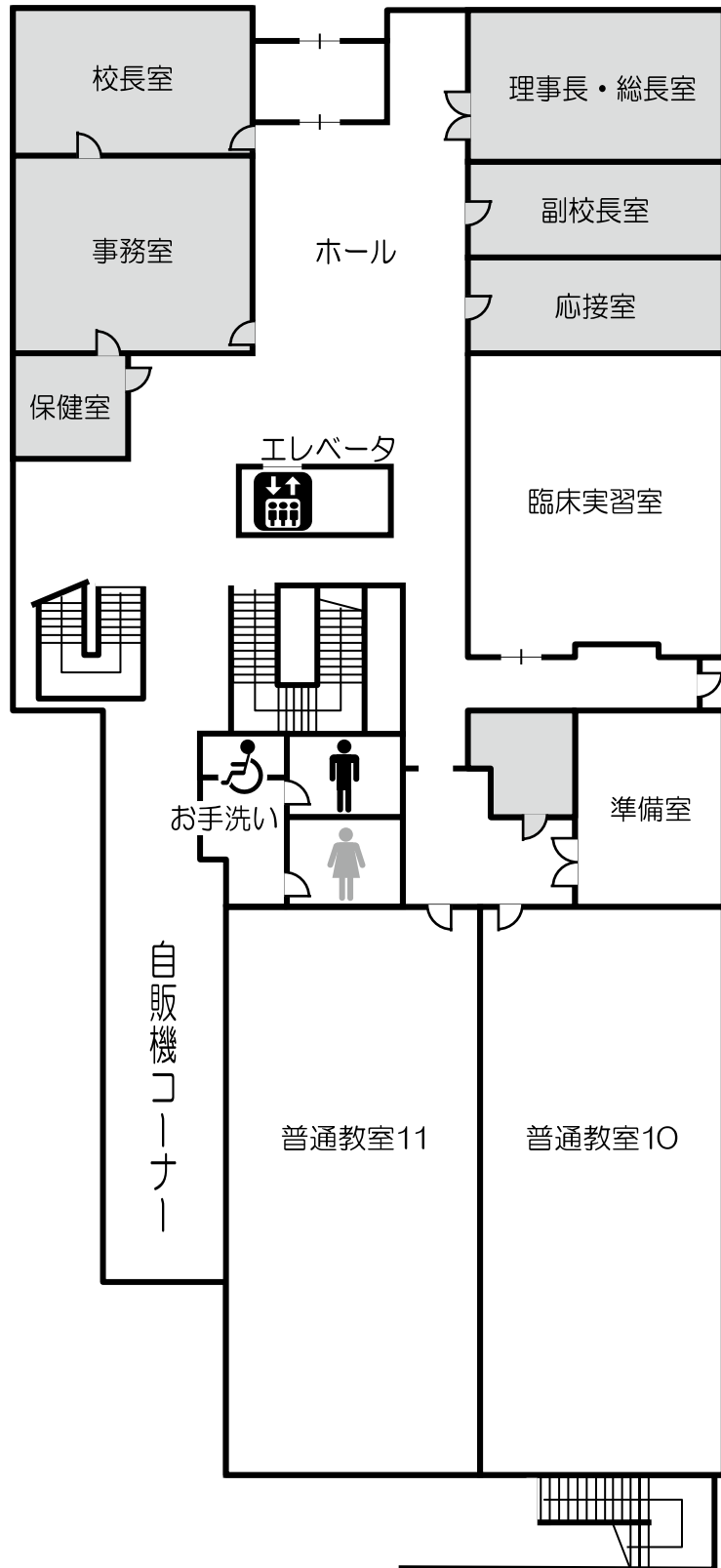
附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

校 舍 案 内 図

校 歌 ・ 学 園 歌

各階案内図

1F



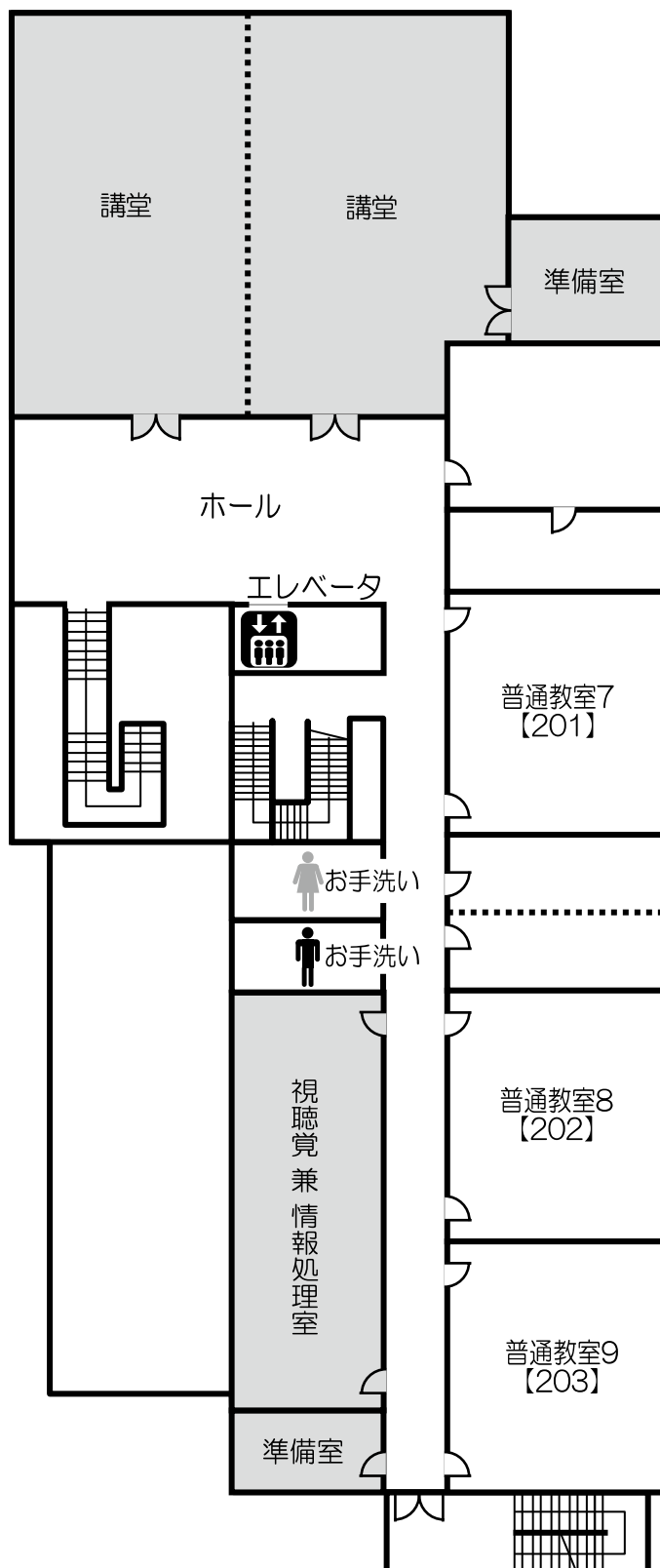
<看護学科>

- 普通教室 10
- 普通教室 11

<<管理>>

- 理事長・総長室
- 校長室
- 副校長室
- 事務室
- 保健室
- 応接室
- 自販機コーナー

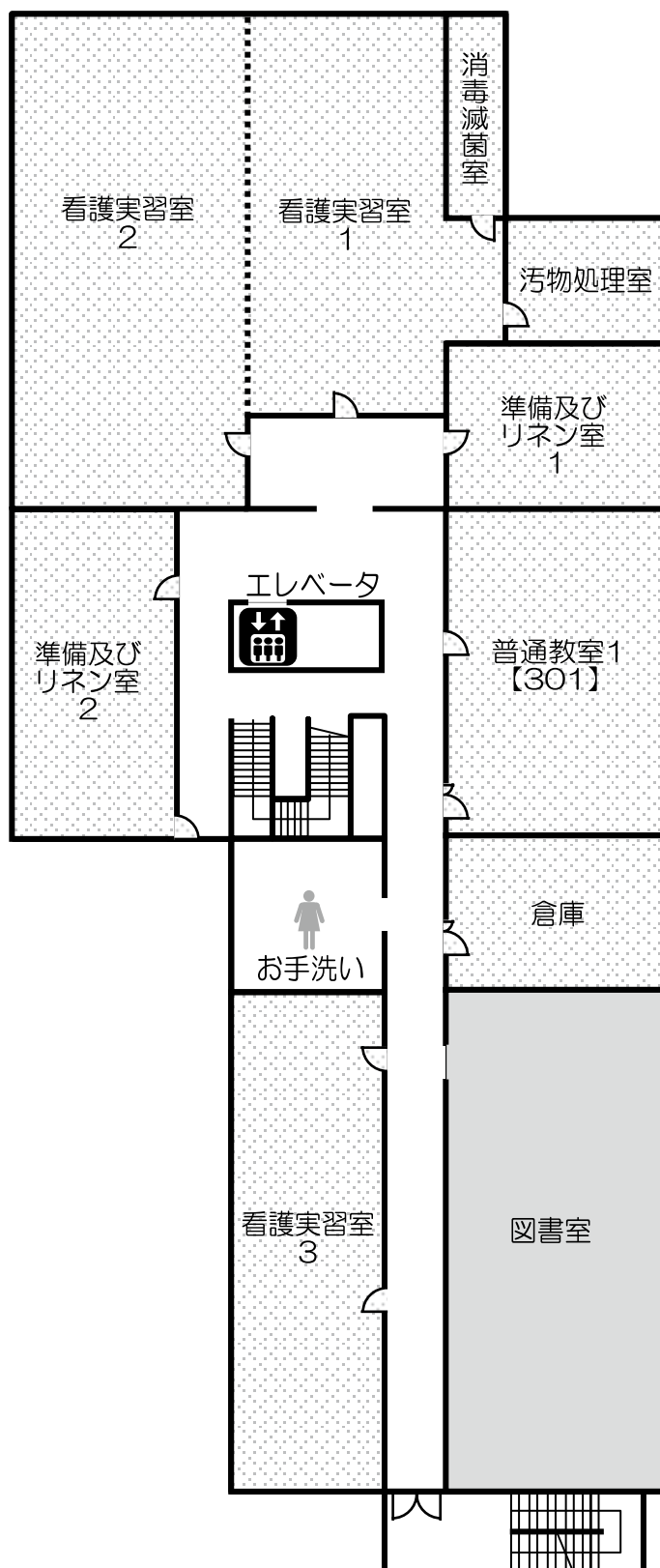
2F



《管理》

- 講堂
- 視聴覚 兼 情報処理室
- 普通教室 7【201】
- 普通教室 8【202】
- 普通教室 9【203】

3F



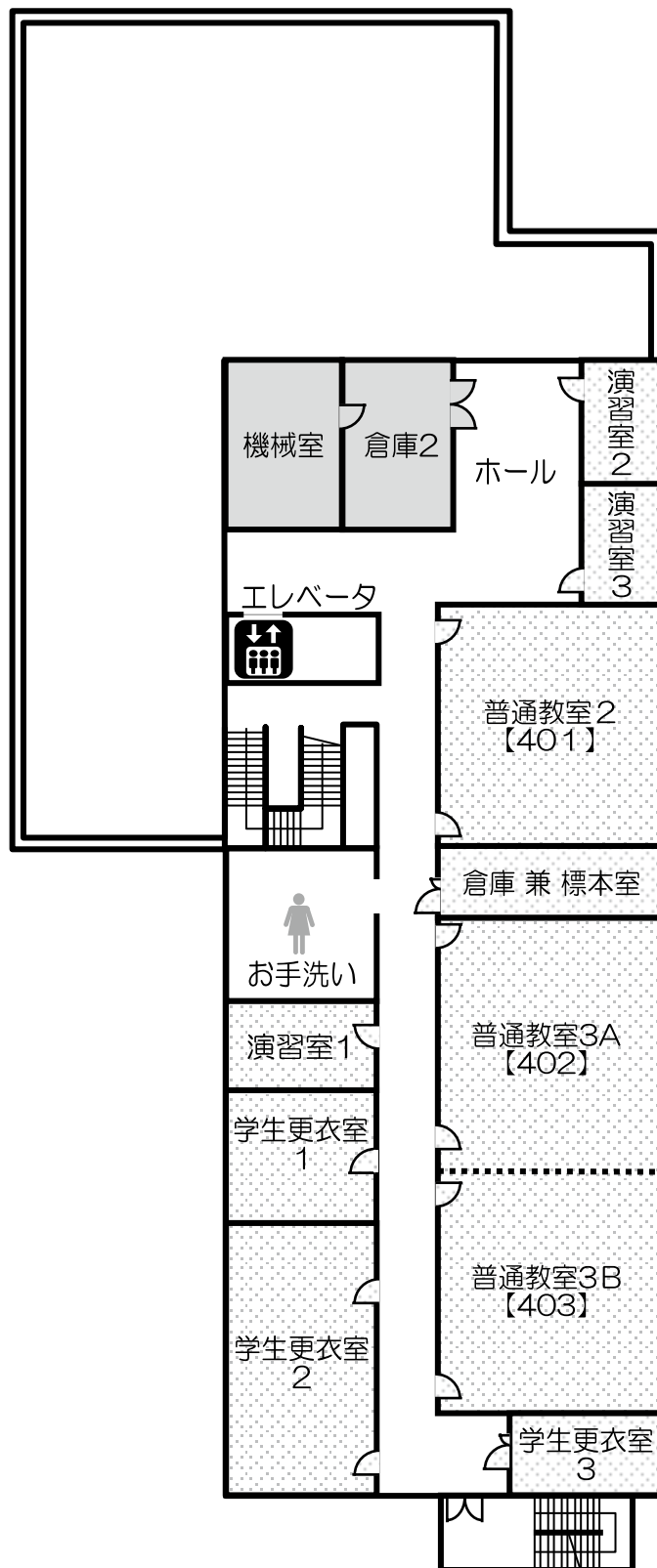
<看護学科>

- 看護実習室 1
- 看護実習室 2
- 看護実習室 3
- 普通教室1【301】

<<管理>>

- 図書室

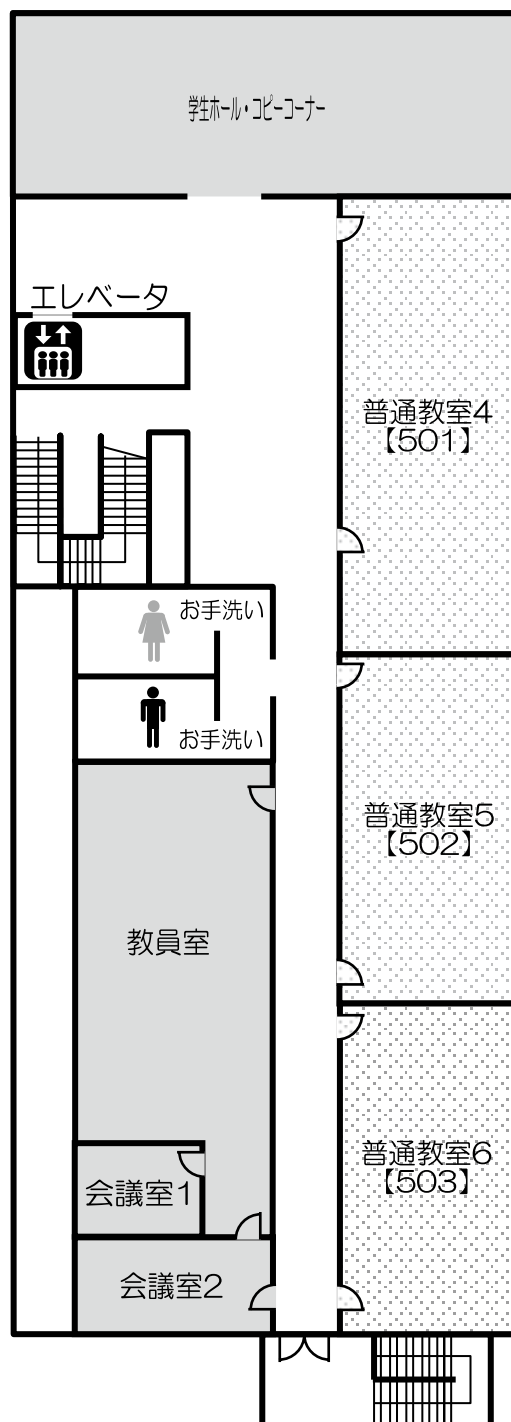
4F



<看護学科>

- 普通教室2 【401】
- 普通教室3A【402】
- 普通教室3B【403】
- 演習室1
- 演習室2
- 演習室3
- 学生更衣室1
- 学生更衣室2
- 学生更衣室3
- 倉庫兼標本室

5F



<看護学科>

普通教室4【501】

普通教室5【502】

普通教室6【503】

<<管理>>

会議室1

会議室2

教員室（看護学科）

学生ホール・コピーコーナー

九州医療科学大学専門学校校歌

のびやかに ♩ = Ca. 94

加計美也子作詞 / 上田 豊作曲

mf

み な み の ひ か り 一 さん さん う け て
 み な み の の ひ か り 一 さん さん う け て
 ヤ シ 一 の な か り の の ま な び や あ の び み て

f

む ね 一 に い だ く は あ ふ る る じょう ね つ
 む ね 一 に い だ く は あ ふ る る じょう ね つ
 と も 一 と い き ざ か む は ほ け だ し か の き り そ う

mp

こ こ こ に こ こ に つ ど い て も と む 一 る 一 は 一
 こ こ こ に こ こ に つ ど い て も と む 一 る 一 は 一
 あ す を あ す を お も 一 と む 一 る 一 は 一

f

つ や き き ず 一 な と あ た た か き と も
 す や し の こ こ 一 ろ と きせ た よ た か の へ い も
 す な お な こ こ 一 ろ と きせ た よ た か の へ い も

mf 堂々と

1.~3. と も に ま な ぼ ん み や ざ き に きゅう しゅう

f

いりょう が く だいがく せんもんがっこう

一、南の光 さんさん受けて

胸に抱くは 溢るる情熱

ここに集いて 求むるは

強き絆と 温かき友

共に学ばん宮崎に

九州医療科学大学専門学校

二、南の潮風を 身に浴びて

胸に刻むは 奉仕の魂

ここに学びて 求むるは

いやしの心と 潔き友

共に学ばん宮崎に

九州医療科学大学専門学校

三、ヤシの並木の 学び舎の道

友と誓うは 気高き理想

明日を想いて 求むるは

素直な心と 世界の平和

共に学ばん宮崎に

九州医療科学大学専門学校

順正学園 学園歌

作詞 加計 勉
 作詞 加計 美也子(六番)
 作曲 上田 豊

Allegretto 優雅に ♩ = Ca.48

mp

あ さ ぎ り ふ ー か き た か は し の ー

5 *p*

ふ ー る き ぶ ん か に つ つ ま れ し ー

9 *mp* *p*

お の こ こ ろ ー お し
 す な お の こ こ ろ ー み に き ざ み ー

13 *mp* *mf*

え の み ち ぞ ー
 お し え の み ち ぞ ー は げ ま な ん ー あ ー

17 *f* *poco rit.* 1.2.3.4.5. *a tempo* 6.

あ あーあ じゅん せ い が く えん ゆ め お お し ー
 か が や け し ー

- 一、朝霧深き高梁の古き文化に包まれし順の心身にきざみ教への道ぞ励まなん
 ああ 順正学園 夢多し
- 二、流れ変わらぬ旭川水の純きに洗われる願の色は胸にひめ永遠の幸せ育まん
 ああ 順正学園 影きよし
- 三、遠くそびゆる高梁の松山城よ濃緑よ平和の伝統受け継ぎて徳をぞみがき進まなん
 ああ 順正学園 いや高し
- 四、しのぶも貴き先達の学びの園は歴史あり礼節正しき順正の若き生命のいきづかん
 ああ 順正学園 ゆるぎなし
- 五、歴史ひめたる高千穂の日向国の山々よ海出で照らす朝陽受け気概ぞ胸にいざ立たん
 ああ 順正学園 意気強し
- 六、光溢るる淡路島はるか大和の神の国愛の心世につなぎ慈愛の道を歩まなん
 ああ 順正学園 輝けし

順正学園 逍遙歌

作詞 清水 比庵
作曲 児玉 順

mp

1. み ず き よ ー き か わ の な が れ て か
2. お の こ ら ー は つ よ く あ る ベ し つ
3. あ ま つ ひ ー は た か く て ら し て た

6 *cresc.*

わ の な が れ て や ま た か し ひ は
よ く あ る ベ し お と め ら は う つ
か く て ら し て す こ や か に じゅ ん

10 *mf* *mp*

や ま を い で か わ を わ た る も
く し か ら む 2. や ま
せ い じゅ ん せ い 3. が く

14

2. た か く み ず き よ し
3. え ん の こ ら

一、水清き

川の流れて山高し
日は山を出で
川をわたるも

二、男の子らは

強くあるべし乙女らは
美しからむ
山高く水清し

三、天つ日は

高く照らしてすこやかに
順正 順正
学園の子ら

